

利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護を受けられた方は法定代理受領方式の為、介護保険から全額給付されるので原則自己負担はありません。

ただし自己負担が発生した場合には下記のとおりとなります。

(居宅介護支援利用料)

特定事業所加算 II 算定の場合

(ア) 要介護1・2の方 16,757 円

(イ) 要介護3・4・5の方 20,371 円

加算)

*初回加算 新規に居宅サービス計画を作成する時 3,336 円

*入院時連携加算

I 入院日以前、入院日に情報提供 (提供方法は問わない) 2,780 円

II 入院日翌日、翌々日に情報提供 (提供方法は問わない) 2,224 円

同時算定不可

*退院・退所加算

連携1回 6,672 円 (カンファレンスあり) 5004 円 (カンファレンスなし)

連携2回 8,340 円 (カンファレンスあり) 6672 円 (カンファレンスなし)

連携3回 10,008 円 (カンファレンスあり) ×

※ ただし初回加算との同時算定不可

*通院時情報連携加算 (1月につき) 556 円

*緊急時等居宅カンファレンス加算 (月2回限度) 2,224 円